

改 正 後	現 行
林地開発許可技術基準 平成15年4月1日環境第06－83号 平成18年12月18日環森第05－184号 令和5年3月23日農林水第31－615号 <u>令和8年月日農林水第31－号</u> ～略～ 第1 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1（略） 2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が、次により講ぜられていること。 (1)（略） ア（略） イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締固め</u>が行われるものであること。 ～略～ 3（略）	林地開発許可技術基準 平成15年4月1日環境第06－83号 平成18年12月18日環森第05－184号 令和5年3月23日農林水第31－615号 ～略～ 第1 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1（略） 2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が、次により講ぜられていること。 (1)（略） ア（略） イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。 ～略～ 3（略）

改 正 後	現 行
4 法面保護の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。その措置は、次によるものとする。 (1) (略) (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され、<u>又は</u>崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁は、3の(2)(設置する擁壁の構造)によるものであること。 5～8 (略) 9 防災施設<u>等</u>の先行設置 災害防止のために必要な防災施設<u>等</u>の設置を先行することとし、防災施設<u>等</u>を設置するために必要な行為以外の開発行為は、県が主要な防災施設<u>等</u>(<u>擁壁、排水施設、</u>えん提、洪水調節池、沈砂池等)の設置確認を行った後に施行すること。 なお、やむを得ず本設の先行設置ができない場合は、<u>仮設の防災施設等を先行設置する</u>ことができるが、仮設の防災施設<u>等</u>を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が<u>明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。</u> 10 防災施設<u>等</u>の維持管理	4 法面保護の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。その措置は、次によるものとする。 (1) (略) (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁は、3の(2)(設置する擁壁の構造)によるものであること。 5～8 (略) 9 防災施設の先行設置 災害防止のために必要な防災施設の設置を先行することとし、防災施設を設置するために必要な行為以外の開発行為は、県が主要な防災施設(えん提、洪水調節池、沈砂池等)の設置確認を行った後に施行すること。 なお、やむを得ず本設の先行設置ができない場合は、仮設防災施設の先行設置とすることができるが、仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行い、同等の防災機能を有するものとする。 10 防災施設の維持管理

改 正 後	現 行
<u>(1) 開発行為の施行中における維持管理</u> <u>開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後における維持管理</u> <u>開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> <u>11 都市計画法等の基準の適合判断</u> <u>開発行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項第 7 号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 13 条第 1 項の基準に、同法第 30 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 31 条第 1 項の基準に適合することをもって、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに第 1 の 1 から 10 に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u> 第 2 水害の防止（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係） <u>1 洪水調節池等の設置等</u> 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させる	開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。 (新設) 第 2 水害の防止（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係） 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合に設置す

改 正 後	現 行
ことができないことにより水害が発生するおそれがある場合に設置する洪水調節池等は、第 1 の 7、9 及び 10 と同様に取り扱うものとする。 <u>2 都市計画法の基準の適合判断</u> <u>開発行為が都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項第 3 号の基準に適合することをもって法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに第 2 の 1 に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u> 第 3 水の確保（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関係） 1、2（略） <u>3 仮設の貯水池等の設置等</u> <u>開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。</u> <u>4 貯水池等の維持管理</u> <u>(1) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方</u>	る洪水調節池等は、第 1 の 7、9 及び 10 と同様に取り扱うものとする。 (新設) 第 3 水の確保（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関係） 1、2（略） (新設) (新設)

改 正 後	現 行
<u>法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> 第4 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域に<u>おいて</u>、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林（住宅地の造成の場合にあっては緑地を含む。この項において「森林等」という。）の残置又は造成は、次によるものであること。 ～略～ 附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附則 この基準は、平成19年1月16日から施行する。 附則 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。 2 改正前の基準により林地開発許可を受けた行為で、規則第8条第1項に該当する変更をしようとする場合については、改正後の基準を適用する。 ただし、既に施行中のもの及び施行完了したもので、開発行為の変更によってもこの基準によることができない場合は、この限りでない。 （適用に関する経過措置）	第4 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林（住宅地の造成の場合にあっては緑地を含む。この項において「森林等」という。）の残置又は造成は、次によるものであること。 ～略～ 附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附則 この基準は、平成19年1月16日から施行する。 附則 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。 2 改正前の基準により林地開発許可を受けた行為で、規則第8条第1項に該当する変更をしようとする場合については、改正後の基準を適用する。 ただし、既に施行中のもの及び施行完了したもので、開発行為の変更によってもこの基準によることができない場合は、この限りでない。 （適用に関する経過措置）

改 正 後		現 行							
3 この基準は、令和5年4月1日以降の林地開発許可申請について適用する。 ただし、第1の9の改正基準は、令和5年10月1日以降の林地開発許可申請について適用する。 <u>附則</u> <u>1 この基準は、令和8年 月 日から施行する。</u> <u>2 改正前の基準により林地開発許可を受けた行為で、規則第8条第1項に該当する変更をしようとする場合については、改正後の基準を適用する。</u> <u>ただし、既に施行中のもの及び施行完了したもので、開発行為の変更によってもこの基準によることができない場合は、この限りでない。</u> ～略～ 別記2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等 表1 <table><tr><td>開発行為の目的</td><td>事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合</td><td>森林の配置等</td></tr></table>		開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合	森林の配置等	3 この基準は、令和5年4月1日以降の林地開発許可申請について適用する。 ただし、第1の9の改正基準は、令和5年10月1日以降の林地開発許可申請について適用する。 ～略～ 別記2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等 表1 <table><tr><td>開発行為の目的</td><td>事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合</td><td>森林の配置等</td></tr></table>		開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合	森林の配置等
開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合	森林の配置等							
開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林等の割合	森林の配置等							

改 正 後			現 行		
別荘地の造成 (注) 1、3、4	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。	別荘地の造成 (注) 1、3、4	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成 (注) 1、3、4	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	スキー場の造成 (注) 1、3、4	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成 (注) 1、2、3	森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率はおおむね40パーセント以上）とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。	ゴルフ場の造成 (注) 1、2、3	森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率はおおむね40パーセント以上）とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。

改 正 後			現 行		
宿泊施設、レジャー施設の設置 (注) 1、2、3、4	森林率はおおむね 50 パーセント以上 (残置森林率 おおむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	宿泊施設、レジャー施設の設置 (注) 1、2、3、4	森林率はおおむね 50 パーセント以上 (残置森林率 おおむね 40 パーセント以上) とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置(太陽光発電施設の設置に係るものを除く。) (注) 2、3、4、6	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	工場、事業場の設置(太陽光発電施設の施地位に係るものを除く。) (注) 2、3、4、6	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

改 正 後			現 行		
住宅団地の造成 (注) 2、3、5、6	森林率はおおむね 20 パーセント以上（緑地を含む）とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所あたりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。	住宅団地の造成 (注) 2、3、5、6	森林率はおおむね 20 パーセント以上（緑地を含む）とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所あたりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の掘削、残土処分地の設置 (注) 2、3、8		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地又は処分跡地等は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	土石等の掘削、残土処分地の設置 (注) 2、3、8		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地又は処分跡地等は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
(注) 1～3 (略)			(注) 1～3 (略)		
4 「開発行為の目的について」			4 「開発行為の目的について」		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め			(新設)		

改 正 後	現 行
<u>れているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。</u> <u>6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u> <u>7</u> 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めても差し支えない。(略) <u>8</u> 工場、事業場の設置又は住宅団地の造成のうち、開発行為により転用される森林(開発行為に係る森林)の面積が20ヘクタール未満である場合の周辺林(緑地)帯の幅及び森林率は、表1にかかわらず、次のとおりとする。(略) <u>9</u> 土石等の採掘については、表1によるほか、次のとおりとする。(略) <u>10</u> 道路新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。 別記3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等について 第1 (略) 第2 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について 開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林	(新設) 5 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めても差し支えない。(略) 6 工場、事業場の設置又は住宅団地の造成のうち、開発行為により転用される森林(開発行為に係る森林)の面積が20ヘクタール未満である場合の周辺林(緑地)帯の幅及び森林率は、表1にかかわらず、次のとおりとする。(略) 7 土石等の採掘については、表1によるほか、次のとおりとする。(略) 8 道路新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。 別紙3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等について 第1 (略) 第2 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について 開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林

改 正 後			現 行		
又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記２によらず、次の表のとおりとする。			又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記２によらず、次の表のとおりとする。		
開 発 行 為 の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林等の割合	森林の配置等	開 発 行 為 の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林等の割合	森林の配置等
太 陽 光 発 電 設 備 の 設 置	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、</u>森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。 <u>2 事業区域内の開発に係る森林の面積が</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部または全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内に	太 陽 光 発 電 設 備 の 設 置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部または全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内に

改 正 後				現 行			
		<u>40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u> <u>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。</u> <u>4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないよう</u>	これを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4のとおり全て残置森林）を配置する。				これを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
				(注) 1 「稜(りょう)線の一体性を維持」とは、景観の保全の観点から、森林の残置により、山地の脊梁部分（スカイライン）の連続性が損なわれないようにすることをいう。 (新設) 2 林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に 伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。 3 太陽光発電設備の設置のうち、開発行為により転用される森林（開発行為に係る森林）の面積が20ヘクタール未満である場合の周辺林帯の幅及び森林率は、上表にかかわらず、次のとおりとする。			

改 正 後				現 行	
			<u>おおむね均等にこれを配置し、 開発行為に係る森林の区域の 間やその周辺部に十分な幅の 残置森林を配置する。</u>		
(注) 1 「稜(りょう)線の一体性を維持」とは、景観の保全の観点から、森林の残置により、山地の脊梁部分（スカイライン）の連続性が損なわれないようにすることをいう。 <u>2 「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u> <u>3</u> 林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に 伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。 <u>4</u> 太陽光発電設備の設置のうち、開発行為により転用される森林（開発行為に係る森林）の面積が20ヘクタール未満である場合の周辺林帯の幅及び森林率は、上表にかかわらず、次のとおりとする。					

改 正 後	現 行
第3 その他配慮事項 1 (略) 2 (略) <u>3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について</u> <u>太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。</u> <u>このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談が都道府県林務部局にあった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図ること。</u>	第3 その他配慮事項 1 (略) 2 (略) (新設)